別紙２

北海道入札監視委員会設置要綱 新旧対照表

改　正　後	現　　行	摘　要
北海道入札監視委員会設置要綱	北海道入札監視委員会設置要綱	
第２　所掌事務	第２　所掌事務	
（１）～（３）　省略	（１）～（３）　省略	
（４）北海道が発注する公共事業等に係る入札契約制度の適正化に関する事項について、入札契約制度の適正化に関する連絡会議設置要綱第４の３に定める事項の審議を行い、意見の具申を行うこと。		全文追加
第４　運営及び議決	第４　運営及び議決	
１　省略	１　省略	
２　委員会は、委員の過半数が出席しなければ開くことはできない。	２　委員会は、定例会として、年３回以上開催する。なお、必要に応じて随時開催できる。	２，３を追加し、現行２を４に、３を５に変更
３　委員会の議事は、委員の過半数を持って決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。	３　委員会の審議は、非公開とし、審議に係る議事の概要等は、公表する。	
４　委員会は、定例会として、年３回以上開催する。なお、必要に応じて随時開催できる。		
５　委員会の審議は、非公開とし、審議に係る議事の概要等は、公表する。		

・下線は変更部分